

尾張藩の鷹場と開発

——伊勢国廣瀬野を事例に——

はじめに

一 文化六、七年の廣瀬野鷹場目付一件

(一) 森田仲右衛門・渡辺六左衛門による訴願

(二) 尾張藩鳥見組頭の認識

(三) 兩名の帰村と再度の訴願

(四) 本一件の意義

二 文政元年の鷹場見分と廣瀬野の開発

(一) 廣瀬野の概況

(二) 龜山藩の動向

(三) 龜山藩領村々の動向

(四) 本一件の意義

おわりに

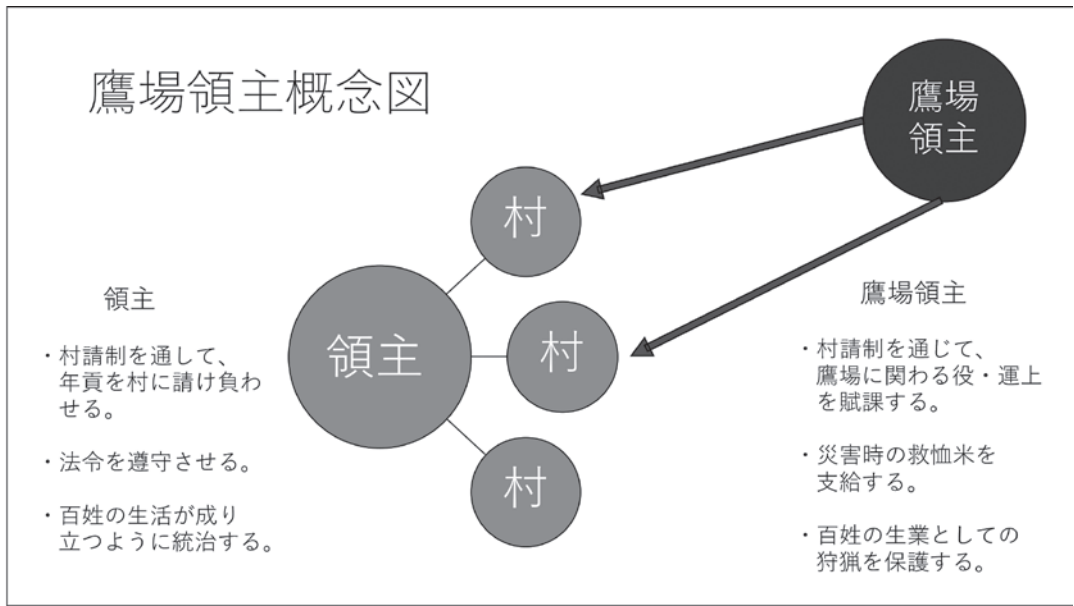
山崎久登

はじめに

本稿は、尾張藩が藩領外である伊勢国に有した鷹場(廣瀬野)について分析し、鷹場が地域の開発とどのように関わっているのかを明らかにしようとするものである。

これまで鷹場の研究は、主に江戸周辺の地域編成の視点から行われてきた。そこでは、所領支配が錯綜する同地域を、幕府がどのように支配しようとしたのが主たる課題であった。⁽¹⁾ その一方で、放鷹制度自体がいかなるものであるかを問い、鷹場が地域の環境にどのような影響を与えてきたのかという点についても研究が進められた。⁽²⁾ こうした中で、福岡藩・彦根藩・尾張藩などの各地の藩鷹場について個別実証的な研究も積み重ねられてきているのが鷹場研究の現状である。⁽⁴⁾

筆者は従来の鷹場研究において欠けているのは、「生活者としての民衆」という視点から鷹場を捉えていくことであると考えている。鷹場がそこに



住む人々をただ抑圧していたと捉えるだけでなく、鷹場を通じて人々がどのように自己実現を図っていたのか、という視点も合わせて考えるべきではないだろうか。

この研究視角を持つことで、鷹場の研究と村落史研究とを架橋させていくこともできるだろう。なぜなら、村落史研究においても「生活を成り立たせるシステム」としての鷹場を扱ったものはないからである。たとえば、深谷克己氏の「百姓成立論」⁶⁾においては、領主の狩猟と百姓の狩猟(生業としての狩猟)がどのように関わっていたのかという視点は無い。また百姓の生業の多様性に着目した平野哲也氏⁷⁾の研究でも鷹場の問題は捨象されているのである。

そこで筆者は、「鷹場に住む人々の生活を成り立たせる存在」として、「鷹場領主」という分析概念を設定して、この課題に取り組んでいきたい。鷹場領主とは、知行権を有していない土地であるにも関わらず、鷹場を通じて人別の支配や領民の生業維持などを行い、領民の生活が成り立つように支配を行っていくものを指す(上記の概念図参照)。筆者は、尾張藩の重臣である横井家の鷹場を事例として、同家が鷹場村々の生業保障を行ったこと、御救を行ったりするなど「領主」として鷹場村々に対峙していたことを明らかにした。⁸⁾

これまでの研究により、鷹場領主の施策については明らかにすることができたが、それを地域の側がどのように認識していたのか、という点については課題として残されている。

そこで、本論文では、尾張藩を事例とし、藩領外である伊勢国において展開していた鷹場がどのように支配されていたのか、また鷹場近辺に住む者たちにとって鷹場とはどのような存在であったのかを明らかにすること

で、この課題に取り組んでいきたい。⁽⁹⁾ また、知行権を有する領主が、尾張藩鷹場をどのように捉えていたのかという点についても論及したいと考えている。

考察に先立って、伊勢国の鷹場についてまとめておきたい。伊勢国の鷹場を見る上で、まず注目しなくてはいけないのが紀伊藩の鷹場である。伊勢国は幕府領や複数の藩領、神宮領などによって構成されていたが、その中であって紀伊藩の「一国鷹場」が形成されていたとされているからである。この紀伊藩の鷹場については、仲見英雄氏・井上正秀氏・上野秀治氏・久井貴代氏⁽¹²⁾の研究があり、最近、飯場大輔氏がこうした研究史を整理されている。⁽¹⁴⁾

紀伊藩は、元和九年（一六三三）に伊勢国内だけでなく、道中沿線一里以内での鷹狩が認められたとされる。同藩は伊勢国内に一八万石の藩領を有し、松坂・白子・田丸の各代官所を通して支配を行っていた。紀州領内で鷹狩を行う場合は勿論、他領において鷹狩を行う場合もこの代官所が重要な役割を担っていた。伊勢国は基本的に「紀州藩の御鷹場」であり、他藩は鷹場として使用する際は、紀州藩に届け出て鷹場を借用（御借場）せねばならなかったのである。⁽¹⁵⁾

伊勢一国が紀州藩の鷹場となった理由については、鶴が多く飛来する地であったことによるとされる。当初は、紀伊藩領と津藩領・幕領において鷹狩が行われていたが、それがやがて伊勢一国に拡大されたものと推測されている。⁽¹⁶⁾ 結果として、伊勢鷹場において紀伊藩によって行われた諸政策は鶴の保護という面からも有効な措置になっていたという。⁽¹⁷⁾

それに対して、伊勢国における尾張藩の鷹場は、鈴鹿川上流の山麓地帯にあった。主に雲雀を獲るための鷹狩が行われ、正徳期には廣瀬村など亀

山藩領の一部に尾州雲雀鷹場があったことが確認されている。⁽¹⁸⁾

しかし、近世を通じて同藩の鷹場が存在したわけではなかった。元禄六年（一六九三）七月に鷹狩りが行なわれた後は、享和三年（一八〇三）まで鷹場として利用されていなかったとされる。⁽¹⁹⁾ その後、文政元年（一八一八）に鷹狩が実施され、また幕末の万延元年（一八六〇）にも廣瀬野に尾張藩鷹匠が鷹狩に来ていた。⁽²¹⁾

また鳥見や野守が鷹場に常駐することはなく、鷹狩が行われる時に、亀山藩から任命された御場掛庄屋などがそうした役目を担っていた。

伊勢国では紀州藩主が大名の鷹場をその大名に貸し与えることで、御三家の権威を構築する役割を果たしていたとされる。ただし、紀伊藩と尾張藩の関係はそれに規定されるものではなかった。

幕末の万延元年（一八六〇）に、廣瀬野に尾張藩鷹匠が鷹野に来た時は、紀州藩の鳥見六名が尾州一行を「見えつ隠れつ、その状況を探っていた」とされる。⁽²²⁾ このように、伊勢国の鷹場をめぐる、紀伊藩と尾張藩は一度の緊張関係にあった。井上氏は、伊勢国の鶴については紀州が、雲雀は尾張が鷹場設定の優先権を有していたとしている。⁽²³⁾

本論文では、こうした研究史をふまえて、伊勢国における尾張藩鷹場の実態を明らかにし、地域の村々が鷹場をどのように認識していたのかを検討していきたい。

本論文で主として用いるのは、次の二つの史料である。まず、「勢州廣瀬野御鷹場一卷留」⁽²⁴⁾で、これは文化年間に起こった鷹場目付をめぐる一件についての史料を書き留めたものである。元禄期の廣瀬野についての史料も収められている。次に、「廣瀬野新聞一件・尾州様御鷹場一件 取調帳」⁽²⁵⁾で、これは亀山藩大庄屋である葉田家に残されていたものである。文政期

の尾張鷹場一件についての書付類が書き留められている。ほぼ同内容の文書に、「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件取調帳」⁽²⁶⁾がある。

本稿は、「一」で文化六年（一八〇九）に発生した「廣瀬野鷹場目付一件」を検討し、この地域の鷹場を尾張藩・地域の人々がどのように認識していたのかを検討する。その上で「二」では文政元年に行なわれた尾張藩鷹匠による鷹狩と、地域の開発の問題を取り上げ、鷹場が地域に与えていた影響について見ていきたい。

一 文化六く七年の廣瀬野鷹場目付一件⁽²⁷⁾

(一) 森田仲右衛門・渡辺六左衛門による訴願

本一件は、文化六年に、伊勢国三重郡水澤村（現四日市市）の森田仲右衛門と庄野宿（現鈴鹿市）渡辺六左衛門⁽²⁸⁾が名古屋に出向き、兩人を廣瀬野鷹場の「鷹場目付」役に任じることを求めたものである。

水澤村は、「天保郷帳」によれば約一五〇三石で、菰野藩領の村である。庄野宿は東海道の宿駅であり、庄野村は幕領であった。兩人とも尾張藩領の町・村の者ではないため、領主の添翰を得ずに尾張藩に出訴したことが大きな問題となった。

まず、本一件の発端についてみてみよう。

〔史料一〕

乍恐奉願上候御事

一 勢州鈴鹿郡廣瀬野之儀ハ往古今御当国御鷹場ニ而、元禄年中迄ハ追々御鷹野ニ被為 入候処其後ハ御鷹野も無御座候、就者私先祖

と代々御鷹場目付役被為 仰付相勤来り申候処、十五年巳前寛政七卯年私父嘉十郎義病死仕跡之御締り方第一出精仕候様呉々遺言申置候処、其節私幼少ニ付右御願継も得不仕是迄空敷過来り申候、就而ハ右御鷹場之儀近年至而不締ニ而日々乱雑罷成奉恐入候得ハ、此節右場所御見分被成下何卒先年之通右御鷹場目付役私江被為仰付被下置候様奉願上候、此段被為 聞召分御慈悲を以右願之通被為仰付被下置候ハ、御締宜出精相守り且先祖と代々相勤来り候功分茂相立、旁冥加至極千万難有試合奉存候、已上

文化六年巳十月

勢州三重郡水澤村

森田仲右衛門

御鳥見方

御役所様

この史料は、文化六年一〇月に森田仲右衛門から尾張藩の鳥見方役所に提出された願書である⁽²⁹⁾。願書の趣旨は、廣瀬野の鷹場目付に同人を任じて欲しいというものであった。

本史料によれば、勢州鈴鹿郡廣瀬野は、古くより尾張藩の御鷹場であった元禄期までは、度々鷹狩も行われていたが、その後は途絶えてしまったという。そして、森田家は代々廣瀬野の鷹場目付に任じられてきたが、寛政七年（一七九五）に仲右衛門の父嘉十郎が病死し、仲右衛門が幼少であったためそれを継承することができなかつたとする。そのために、近年は鷹場が「不締」の状態となっており、尾張藩の方で鷹場の見分をした上で、以前のように仲右衛門を鷹場目付に任じることを求めているのである。

ここから廣瀬野は元禄期までは尾張藩の鷹狩が度々行われていたが、現在は荒廢していること、森田家が代々、鷹場目付を務めてきた由緒を理由

として、同役への登用を求めていることが分かる。

その後、同年一月に森田仲右衛門と庄野宿の渡辺六左衛門の両名が鳥見役所に願書を提出し、二人を鷹場目付とするように求めた。六左衛門も代々鷹場目付を務めていたと主張し、仲右衛門同様の由緒に基づき嘆願であつた。

なお、この両名は、名古屋の大和町にある稲葉屋佐右衛門方に止宿していた。両名とも尾張藩領の者ではないため、書類の提出などにあつては、佐右衛門(後に玉屋町美濃屋儀右衛門に宿替)が取次いて行つていた。

(二) 尾張藩鳥見組頭の認識

それでは、本一件がどのように展開していったのかをみていきたい。

(史料二)

一 廣瀬野之儀先年ハ御鷹場ニ御座候哉相分不申候得共、前頭兩人之者ニ不限右模寄村々ニ而茂御鷹場与心得罷在候者も所々御座候儀ニハ相聞、何れ御由緒之土地ニ而も可有御座哉、就者 常憲院様御代御鷹場御指上御座候由、其上

瑞竜院様・泰心院様御鷹御遣ひ被遊間敷由被 仰合、御老中江茂御咄被遊候由等宝永二酉年被 仰出之趣も相見候付而ハ、若右節御鷹場御指上与広ク為御達御座候迄ニ而、廣瀬野或ハ何方与巨細ニハ御調茂無之候付、御記録類茂相残不申、其後更ニ唱方迄も棄損ニ相成候訳ニ茂可有御座候半哉、且亦先達而拝借仕候安永元辰年御吟味之趣留書扱与有之候書付之内、藤堂大学頭領分江御巢鷹責ニ被遣候節場所遠慮替等之趣も茂相見、右之趣を以当時江戸表御鷹場之様ニ引

比候而ハ右体之義ニも被及間敷、是等之趣勘考仕候而ハ急度御鷹場与申訳ニハ無御座候得共、中古已前ハ御隣国模寄之野辺江ハ追々御巢鷹責ニ被遣、尤御巢鷹責之儀ハ雲雀野ニ而冬場ニ無御座殊更近比迄ハ畠さへも無御座由ニ付、旁地之障ニ茂不相成、右故を以追々雲雀鷹野仕来り候哉とも奉存候、既ニ三州三吉辺ハ近来御鷹匠御巢鷹責ニ罷越、御鷹場見廻之者共指隠罷越候儀も相見、右之通

御家之儀ハ何方江御鷹被遣候候而も差別之儀ハ無御座儀ニも候半哉、何れニ茂他郡之者迄も尾州之風ニ相化、今般之通申出候一条ハ縦不筋心腹ニ而候共、仮初ニも御国を奉慕候事相見候間、何となく兩人之者導を以廣瀬野江御巢鷹責ニ被遣候而ハ如何可有御座候半哉、其内若先々にて不都合相成候義有之候而ハ如何御座候間、中絶之訳等を含此節被遣候而茂先々ハ成間敷哉之段、兩人之者心得を以領主々々之郡奉行抔江先軽為相計誠申度義ニ奉存候、左候ハ、右之趣輕及演説此已後何れ之障ニも不相成御巢鷹責御模通ニ相成候ハ、追而御案内之者勤役之御吟味も可有之旨、申談帰村為仕候而ハ如何可有御座候半哉、万一事調ひ不申候共彼等兩人之計ニ仕置候得ハ御外聞ニ抱り候程之儀とも不奉存候、如之別紙都合四枚差指出奉候儀

已十一月

御鳥見組頭

朱書「但壹式三四印別紙前ニ見ル」

下ケ札

本文廣瀬野之儀此節ニ至り候而ハ、御鷹場御拝領之義茂不相分候処、他領江御巢鷹責ニ被遣候義ハ如何ニも相見候得とも、東海道 御上下之節ハ、三嶋辺江尾州迄御鷹野被遊、御脇鷹茂被 仰付候御儀等照合候而ハ、先年之伝ひも有之儀ニ付、強而御遠慮不被為及候而茂可

然候半哉

本史料は、文化六年（一八〇九）一月に出された鳥見組頭の上申書であり、廣瀬野鷹場について同人の認識が分かるものである。その要点をまとめれば、以下のようになる。

・廣瀬野が以前から尾張藩御鷹場であったのかどうかは分からなくなっている。

・徳川綱吉（常憲院）の時代に鷹場返上となり、徳川光友（瑞竜院）・綱誠（泰心院）とも鷹狩を行わなくなった後、廣瀬野についての記録は残されていない。

・安永元年（一七七二）の留書によれば、鷹の幼鳥を調教するために鷹匠を津藩領へ遣わした時に、鷹場の「遠慮替」があった。しかし、江戸周辺の尾張藩御鷹場と比べても、これが同じようなレベルの鷹場であったとは考えられない。

・以前は、鷹の幼鳥を調教するために鷹匠を最寄りの隣国や野辺へ派遣していた。いずれも雲雀を獲るものであり、冬に行なうものではない。近頃は、畑などもないので、それが「地之障」となることはない。

・三河国三吉周辺（現愛知県みよし市）へ近頃も同じ用向きで藩の鷹匠が出張しており、鷹場見廻役が密かに巡察することもある。このように、「御家の儀」として、どこへ「御鷹」を遣わしたとしても問題はないのではないか。

以上、知行権のない地域に対して鷹匠を派遣し、鷹の幼鳥の調教を行う事例は他にもあり、今回の一件もそれと同様に扱うことは可能であるという認識を鳥見組頭は示している。⁽³¹⁾

この点は、具体的な地域として三河国の三吉が示され、そこに鷹匠だけ

でなく鷹場見廻役まで巡察していたことが述べられている。また史料末部にある下げ札では、東海道を通行する時に、三嶋から尾張の道中でも鷹を遣っていたことが示されている。尾張藩の鷹狩が、尾張藩の鷹場外で行われることもあったことを示している。

その一方で、尾張藩を慕う両人の気持ちに絆されて、彼らの導きをもつて廣瀬野において鷹の幼鳥を調教することについては、慎重な姿勢を見ている。まず両人の領主筋―郡奉行などへ先に届け出るようにさせ、問題なく幼鳥の調教が実施できたならば、追って鷹目付のことを吟味すればよいとしている。

尾張藩鳥見組頭としては、知行権のない場所での鷹狩をすること自体は可能という認識を示しながらも、鷹場目付を任命することについては、慎重な姿勢を見せていたのである。

（三） 両名の帰村と再度の訴願

その後、渡辺六左衛門より帰村願が出された。理由は、鈴鹿川御普請場所見分で幕府の役人が庄野宿に来るためであった。そこで両名を帰村させることになるが、一月一四日になって森田仲右衛門から帰村の延引願がだされる。

そして一月二四日に出された願書によれば、実は「尾州表江出訴等一切仕間敷旨、領主より追々御触出御座候」であり、国元の様子を探ったところ、仲右衛門が出訴したことはもう国元で流布してしまっていると報告している。もし、この状態で帰村したならば、再び尾州表へ出てくることは不可能になるとし、帰村を延ばしたいというものであった。

その後提出された願書によれば、この件につき、「誠以私義一命相抱候仕合、十方ニ暮難儀至極歎ケ敷奉存候ニ付」であり、尾張藩より菰野藩へ「御声掛」をすることで無事に帰村できるようにしてほしいとして、添状を求めている。

しかし、尾張藩側はこの願を受け入れず、兩名の帰村を申し渡した。そこで、仲右衛門は水澤村に戻らず、庄野宿の六左衛門のところに逗留することになった。そして、六左衛門が再び名古屋へ出府し、願書を提出するに至る。尾張藩側が願書の内容について六左衛門に問い合わせ、それに対して六左衛門は次のように返答した。

〔史料三〕

乍恐書付を以御答奉申上候御事

仲右衛門儀内分ニ而爰許江罷越候処、右之趣領主江相知帰村致候ハ、取締ニ相成可申哉之様子之旨、最前仲右衛門申聞候、此表江罷越候儀者内分之事ニ候ハ、願之訳等領主江相知可申義も有之間敷事ニ候、右者如何程之訳ニ候哉及承り候趣可申聞事、

此度最初申上候通御鷹場之儀ニ付、御当国江手入仕候ものも御座候哉与毎々御領主表分相触候儀御座候間、御当国江内分ニ而願出候儀ニ御座候、然ル処親類共并村役人分他出之訳仲右衛門家内江相尋候、尤最初者委細不申候得共日々嚴敷相尋候儀ニ付、無扨当 御役所様江罷出候段申聞せ候由、依之早速村役人分御領主役所江右之始末申出候由御座候、右等之儀何卒宜御憐察被成下候様偏ニ奉願上候

(中略)

仲右衛門儀帰村致かたく難渋之由ニ付、其方所ニ当時罷在候由右ニ付急々場所遂見分候様致度旨猶又願書指出候、右者前頭之通領主江内分

之事ニ候ハ、差急役所筋分遂見分候儀等者却而不可然筋ニ相見候、其内遂見分候ハ、仲右衛門儀無難ニ帰村相成候儀ニ候哉、左候ハ、其訳委敷可申聞事

此度前頭之通御領主江内分之事ニ候得共村役人分申上候得者、此俣帰村仕万一御領主御手ニ入御答請候様ニ相成其節御見分御座候而者、右御場所御案内可仕義も難相成奉恐入候間、御差急御見分被成下候而村方江御立入被下候得者、御領主分御差綺も不仕無難ニ帰村仕候儀御座候、左候得者御添翰分慥成御事ニ御座候得者弥以無難ニ相成一同大慶仕候、殊ニ仲右衛門伯母此節大病ニ而何卒仲右衛門ニ存生之内一度逢申度達而申之歎ケ敷奉存候、尚又及月迫諸向万端差操等も有之、且私義も此節役用等も差障候得者急々御見分御座候儀御座候ハ、御供仕度奉存候、左も無御座候ハ、一先帰村被仰付被下置候様ニ奉願上候、何分仲右衛門御救与被思召早々御見分被成下候ハ、難有仕合奉存候、何分此段御憐愍之程奉願上候

右之通相違之儀不奉申上候間、何分御慈悲を以急々御見分被成下置候ハ、難有仕合奉存候、此段被為聞召訳願之通御聞濟被成下候様奉願上候、以上

文化六年巳十二月

渡辺六左衛門

本史料によれば、六左衛門側は領主による処罰を回避するために、尾張藩による鷹場見分を求めていることが分かる。

尾張藩側から問われていることは、①仲右衛門が尾張藩に嘆願に来てい
ることを菰野藩に伝えてはならない理由、②尾張藩側が急ぎ鷹場の見分を
行うことで仲右衛門が無事に帰村できるとしている理由、の二点である。

①については、鷹場をめぐる村が尾張藩と直接交渉することを警戒す

る触がたびたび菰野藩から出されていたからとしている。そこで、藩には無断で訴願に及んだが、仲右衛門の妻が親類や村役人から問い質されて白状し、領主に露見する事態となったという。

②については、このまま領主から仲右衛門が処罰されることになれば、見分の案内を行うことができなくなるとし、今、尾張藩側が鷹場見分を行えば、菰野藩側も仲右衛門を罰することができなくなると主張している。仲右衛門の伯母は大病を患っていて、彼に生きているうちに一度会いたいと言っており、この危急を救ってほしいと嘆願をしている。

これを受けて、鳥見組頭は一二月一四日に御側大寄合に評議を依頼した。仲右衛門らの願書都合七枚を提出し、鳥見組頭は、「一体御由緒之趣申出候者之儀前頭村役人より申出候一条相違無之ニおゐてハ不便至極之儀ニ御座候」として、仲右衛門たちに同情的になっていることが窺われる。しかし、一二月一七日には先に提出した書類の取り下げを鳥見組頭が求めた。調べたいことがあるため、というのがその理由であった。

その後、実際に大寄合で評議されたのかは不明であり、また森田仲右衛門が菰野藩によって処罰されたのかも明らかではない。ただ、文化七年七月になって森田仲右衛門から三たび鳥見方役所に願書が出された。要求内容はこれまでと同じであり、これに対する尾張藩側の対応は史料に記されていない。

(四) 本一件の意義

本一件は、菰野藩領・幕領の百姓が、尾張藩の鷹場目付となることを求めて領主に無断で名古屋へ出府したものである。彼らは、この事実が露見

すれば、領主から罰せられることを知りつつの行動であった。一方で、尾張藩鳥見組頭としては、知行権のない場所であっても鷹狩をすることは可能という認識を示しながら、実際に廣瀬野を見分し、鷹狩を行うことについては慎重な姿勢を示した。これは、領主の添翰のない嘆願書を受け入れることを危惧したためである。

ここから、尾張藩は鷹場の問題に関わることで他藩の知行権に抵触することを避けようとしていたことがわかる。それに対して、森田仲右衛門・渡辺六左衛門は領主の了解を得ずに、尾張藩の鷹場役人となることを所望していた。これは、知行権を超越して、鷹場を通じて尾張藩と直接結びつこうというものである。換言すれば、知行権と並び立つものとしての鷹場支配権を想定するものであったと言えよう。

それでは、なぜ、両名はここまでして尾張藩の鷹場と結びつくことを望んでいたのだろうか。それを次節で検討していきたい。

二 文政元年の鷹場見分と廣瀬野の開発³²⁾

(一) 廣瀬野の概況

文政元年(一八一八)、尾張藩による廣瀬野での鷹狩が行われることになり、尾張藩鷹匠頭による見分も行われた。廣瀬野鷹場内に多くの藩領村を有する亀山藩は、尾張藩に対して原野開発の許可を村に与えないように要請した。また亀山藩領村々も、他藩領の者が鷹場を利用して開発を主導していくことを警戒していた。ここでは、その一件をみていく。

なお、本一件については、井上正秀氏が先述の論文の中で全体像が明らか

かにされている⁽³³⁾。本稿ではその研究成果を参照しながら、「知行権」と「鷹場支配権」の対立という視点から本一件を捉えなおしてみたい。

さて、廣瀬野とは、東海道庄野宿の北方に展開していた原野である次頁の「廣瀬野周辺絵図」⁽³⁴⁾参照。周辺に乃保野・山田野・平田野などの大小の原野が存在しており村々による入会によって管理されていた。また「二」で出てきた水澤村は、廣瀬野よりも乃保野に近いことも分かる。

廣瀬野は、親郷として廣瀬村ほか一〇か村の名が見え、さらに「札郷」「入郷」としての村も存在した。この入会関係については、他に史料がないために今後の検討課題である。

表一は、尾張藩の鷹場領域に関わる村をまとめたものである。「一」で用いた「勢州廣瀬野御鷹場一卷留」において、鷹場としての取締を行ってきたと記されている村である。宿・村は四〇あり、その大半は亀山藩領に属した⁽³⁵⁾。しかし、少数ではあるが津藩領・菰野藩領・幕領等の村や、相給の村も存在している。

表二は、「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件 取調帳」の中にある「野地開田畑之事」を年表化したものである。この部分は、「九々五集」⁽³⁶⁾等をもとに編年でまとめられたものと思われる⁽³⁷⁾。寛永〜安永期における新田畑開発の状況とそれによって生じていた争論の一端が知られる。

これによれば、廣瀬野一帯は、十七世紀前半より断続的に周辺村落によって開発が進められてきたことが分かる。そして、開発をめぐる、度々争論が発生しており、幕府による裁定が行われる事態もなっていた。開発をめぐるのは、亀山藩領内の村々による対立もあったが、延宝三年（一六七五）の幕領である庄野村と亀山藩領の国府村・平田村の間で生じた野地争論のように、領主の異なる村間の争論も発生していたのである。

こうした状況の中で、文政元年に尾張藩による鷹狩が廣瀬野において復活することになった。先述の井上氏の論文によれば、同年八月に尾張藩鷹匠頭吉田甚平を中心に総勢五十二名・鷹五居によって行われ、捕らえた鳥は千五百五十四羽にも上ったという⁽³⁸⁾。また、この鷹狩を実施するにあたり、同年四月以降、吉田甚平の雲雀野内見および亀山藩との間で内見をめぐる交渉が行われていることが明らかにされている。ただし、井上氏の論文では、どの史料を根拠に述べているのかやや判然としない部分がある。そこで、亀山藩が吉田甚平に対してどのような要請を行っていたのかをまず見ていきたい。

(二) 亀山藩の動向

〔史料四〕

覚

一先達而ハ雲雀野御鷹場御内分として御役方被成御越候段、下方ハ申出致承知御苦勞ニ奉存候、久々御鷹御入込之儀ハ無御座候ニ付、色々風聞仕候得共御鷹御入込一通り之儀ニ付、安心候様大庄屋共始へ被仰聞趣申出重役共始へ私共ニおゐても安心いたし罷在候、然ル処尚又追々取沙汰仕候ハ、新田畑開発仕度目論見之者共有之候得ハ、主殿頭領内之儀願立候共取用ニ無之段ハ承知致居候而、右野地ハ尾州様雲雀御鷹場之内故 尾州様へ御願申上追々目論見候段風聞仕(a)、扱又願主之内主殿頭領内之ものもかハり罷在候段取沙汰仕候得共、此儀信用難致訳ハ右野地ハ村々入会之土地ニ而、夫々年貢米差出入会郷之外ハ隣郷之者共たり共一切差入不申、入会之中ニ而も我

廣瀨野周辺絵図



「廣瀨野新開一件・尾州様御鷹場一件取調帳（鈴鹿市郷土資料室所蔵）の絵図に加筆した。

俣にハ差入不申年貢札米与申定茂有之札数を以人数を入込候而肥草
 芝取候杯与申様之儀有之、聊ニ而茂新田畑ニ致開発候得ハ入会郷分得
 心不仕、既ニ延宝之頃心組之内新田畑開発仕候処、組合分及故障江
 戸表へ罷出御裁許を受候義も有之、其外領主切ニ而相濟候公事茂
 度々之儀、尚又御代官所分田地開発之目論見見分等も度々御座候得
 共、年貢地之訳を以御断相立候(b)、領内之者之様訳合兼而篤与いつ
 れ茂承知罷在候事故、決而左様之願ニかり候義有御座候間敷と奉存、
 然れとも風聞之儀も難捨置、御鷹野場最寄村々之内若心得違之もの
 有之かり御願申上候儀ハ無之哉与先役人共之心組を以内々札見候
 処、深溝村半兵衛ト申もの方ニ御国元へ差上候趣ニ而願書之扣有之、
 其外文通之来状等遂吟味候而差出候ニ付、右願書之扣来状等致披見
 候処(c)、御開田被成候様願望之趣追々相見へ候得者、御鷹御入込之
 儀等申立有之、依之役人共ハ初而驚人手元ニか様之儀可有御座与ハ
 存知茂不寄儀、尤此願人吉兵衛ハ勿論半蔵も相果当村委敷儀穿鑿之
 仕方も無御座候、伊舟村長左衛門申者も一味之ものと相見へ候得
 共、是以先年相果申候、扱相察候処半蔵・長左衛門とも野地年貢附
 其外公事関東御裁許等度々御座候訳合等ハ委鋪承知仕候筈之者共ニ
 御座候、然ル処種々目論見候次第ニ而全銘々一己ニ之ミ身勝手ニ仕
 候、工ニ而相願候儀与被察候、長左衛門儀ハ誠ニ取ニ足さる儀ニ御座
 候、半蔵願意偽而已ニ御座候、第一吉兵衛・半七大庄屋役相勤候も
 御鷹御宿仕候故之様ニ認メ候得共、全左様之筋ニ無御座も相礼候処、
 半蔵一類之内大庄屋役相勤候もの者人も無御座候、尚又先年御鷹御
 宿仕候ニ付、御普請茂罷成下候趣茂書取有之候得共、是以体も無之
 儀ニ御座候、先年之右家端ニハ近頃迄豊有之候処、丸木波付之程竹

表1 廣瀬野鷹場関係村名一覧

No.	郡名	村名	村高	領主
1	鈴鹿郡	廣瀬村	774.4	亀山藩
2	鈴鹿郡	名越村	田村枝郷	亀山藩
3	鈴鹿郡	長明寺村	533.2	亀山藩
4	鈴鹿郡	太田村	953.2	亀山藩
5	鈴鹿郡	岩森村	318.6	亀山藩
6	鈴鹿郡	田村	990.7	亀山藩
7	鈴鹿郡	西富田村	849.8	亀山藩
8	鈴鹿郡	中富田村	588.1	亀山藩
9	鈴鹿郡	和泉村	277.5	亀山藩
10	鈴鹿郡	津賀村	747	亀山藩
11	鈴鹿郡	上田村	1164.9	幕府・亀山藩・神戸藩
12	鈴鹿郡	南小松村	758.4	亀山藩
13	三重郡	波木村	401.8	亀山藩
14	三重郡	貝家村	481.1	亀山藩
15	三重郡	北小松村	541.2	亀山藩
16	鈴鹿郡	鹿間村	575.8	亀山藩
17	鈴鹿郡	下大久保村	1105.1	亀山藩
18	鈴鹿郡	北和田村	387.5	亀山藩
19	三重郡	堂ヶ山村	485.3	亀山藩
20	鈴鹿郡	岸田村	379.9	亀山藩

No.	郡名	村名	村高	領主
21	鈴鹿郡	長澤村	957.5	亀山藩
22	鈴鹿郡	長澤野田村	204.7	亀山藩
23	鈴鹿郡	大久保村	925.8	亀山藩
24	鈴鹿郡	山本村	843.8	亀山藩
25	鈴鹿郡	小岐須村	652.7	亀山藩
26	鈴鹿郡	小社村	620.3	亀山藩
27	鈴鹿郡	北畑村	446.3	亀山藩
28	鈴鹿郡	伊舟村	1399.6	亀山藩
29	鈴鹿郡	伊舟野田村	245.5	亀山藩
30	鈴鹿郡	原村	1481.5	亀山藩
31	鈴鹿郡	徳原村	川寄村枝郷	亀山藩
32	鈴鹿郡	川寄村	2951.4	亀山藩
33	鈴鹿郡	深溝村	1517.2	亀山藩
34	鈴鹿郡	平田村	313.4	亀山藩
35	鈴鹿郡	高宮村	727.6	亀山藩・神戸藩
36	三重郡	佐倉村	1063	津藩
37	三重郡	知積村	1672	幕府・上総五井藩
38	三重郡	水澤村	1503	菰野藩
39	三重郡	山田村	1720.6	菰野藩
40	鈴鹿郡	石薬師宿	732	幕府

- ・村名とその順番及び領主は「勢州広瀬野御鷹場一卷留」による。
- ・郡名と村高は「天保郷帳」によった。なお、村高は小数点第2位(分)を四捨五入した値である。
- ・枝郷については村高を省略した。また、No.18北和田村は、「天保郷帳」に村名がなく、村高は「九々五集」によった。
- ・「勢州広瀬野御鷹場一卷留」では、No.17下大久保村は「下久保村」、No.38水澤村は「小澤村」と記されていた。これらの村名が「天保郷帳」にないため、「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件 取調帳」等と照合し、村名を比定した
- ・領主においても、不正確な部分(No.11上田村・No.35高宮村・No.37知積村)については「旧高旧領取調帳」等を用いて補訂した。

鋪之由ニ御座候、惣而元禄之頃ハ右村方ニ不限土間住居ニ御座候由、右座鋪ハ土間ニハ無御座候得共、龜抹成趣にて相聞候、此者領主之地面を献し一身之栄富を求候歎心合起り候儀奉存候、右願書ハ享和年中之儀ト相見ヘ候(d)、手筋を以御役所江願込候事哉、又ハ存付候而已下方之目論見計り之儀ニ御座候哉、此儀ハ難計御座候而、万一手寄を以御役方ヘ願書差出候節ハ主殿頭領内ニ而土地案内之ものニ願人有之儀故ニ而、大事も最様ニ茂御聞取御座候而ハ甚難決ニ仕候、凡而書取方□々偽而已ニ御座候間、此段内々打明御物語いたし領内ニケ様之不屈もの御座候儀ハ誠ニ面目を失ひ候事ながら不埒之次第御断申上、猶御鷹御入込之儀ハ□御差支ニ無御座候様ニ執計もの申付候、尤年久鋪御入込ハ中絶之事故何角行届申間敷候得共、祖旧例を以取調置村方へも篤与申付置候、勿論雲雀御鷹場之儀ハ兼々村方ニ茂相心得罷在候事ニ御座候間、何卒御旧例を以御入込御座候様仕度奉存候、前々之通野地村々組合々々之内御他領度御座候ニ付地面甚入組毎々申分有之、甚難儀仕候土地々々御座候間、御新法之御沙汰無御座候様御執計御頼申候(e)、右半蔵・長左衛門体之不埒もの外ニ御座候哉此節追々糺罷在候得共未タ相知不申候、右半蔵願込今以請継同様之心底ニ罷有候哉難斗此節呼出札中御座候、領内々各右党之もの御座候而御聞込入之儀も御座候ハ、御内々御聞せ被下候様ニ致度奉存候(f)、願意之真偽相糺度奉存候、他御領分も度々種々目論見事仕、毎々村方ヲ騷シ難儀仕候、御代官所ヘ願込御手段中見分有之儀も御座候、猶又從公儀之御沙汰ニ而御代官所御手段中見分有之儀も御座候得共、年貢地無摺差支之次第共相分り是迄無別条濟来り候場所ニ御座候、何分御鷹御入込御座候ハ、御旧例之通ニ而

表2 廣瀬野及び周辺地域開発年表

和暦	西暦	事項
寛永11年	1634	7月に廣瀬野について裁許証文が下される。
正保5年	1648	三日市村の岡山新田、国府村の半沢新田の開発が行われる。
慶安4年	1651	山本村新田が開発される。証文が下されたのは万治3年2月。その後、新田の溜池について深溝村より異論が出て、慶安5年8月28日になって落着いた。
承応元年	1652	12月21日、山本村新田から長沢村・長沢野田村に対して野地証文が送られる。
明暦2年	1656	下大久保村の小谷新田が開発される。
寛文6年	1666	春、伊舟村の新田が開発される。高宮村と交渉し、12月27日に証文が下される。
寛文8年	1668	10月26日、広瀬村新田について証文が下される。
延宝2年	1674	国府村・平野村枝郷遠良新田が開発される。
延宝3年	1675	伊舟村の新田開発について、汲川原村・高宮村より異論が出て争論となる。伊舟村の主張に基づいた裁許が下される。
延宝3年	1675	9月26日、庄野村・平田村・国府村の間で生じていた野地争論の裁許が下される。
延宝7年	1679	深溝村・長沢村枝郷京新田、大久保村相ヶ久保新田が開発される。
貞享3年	1686	10月、鞠ヶ野の内、石薬師宿・上田村との間で上ノ村新田が開発される。後に石薬師宿の高に入れられる。
貞享4年	1687	中富田村より廣瀬野の内でも新畑が開かれ、広瀬村の高に入れられる。
元禄3年	1690	西富田村より廣瀬野の内でも新畑が開かれ、広瀬村の高に入れられる。
元禄4年	1691	西富田村より廣瀬野の内でも新畑が開かれ、広瀬村の高に入れられる。
元禄13年	1700	10月6日、庄野村と津賀村の間の野地争論について裁許が下される。
明和元年	1764	閏12月21日、堂ヶ山村と水沢村の間の野地争論について公訴となる。
安永7年	1778	8月4日、津賀村と高宮村の間の野山論について裁許が下される。

「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件 取調帳」より作成。

御新法之御沙汰無御座候様、呉々御執成御頼申候、此度罷出趣意ハ主殿頭領内ハ偽而已を以願立、御役所之御聞ニ入有之候而者年数相立候儀与ハ乍申、不埒之次第難捨置御断ニ罷出候、假令御聞入候連も役人共添翰等も無御座事ハ御取用有御座間鋪候得共、ケ様之儀御耳ニ入有之候而ハ面目を失ひ候義ニ御座候^(g)、則深溝村より願書之扣来状共致吟味差出ニ付写入御覽申候、御披見可被下候、御手前様ニハ先達而御内見分として亀山領へ被成御越、其砌大庄屋并掛申付差出候者共へ何角御懇命被仰達被下候趣申出承及罷在候ニ付、此度御当所へ罷出候ハ、御手前様へ右御断并何角共篤与御頼申度奉存候而罷出候、何分宜御差合可被下奉願上候、以上

七月

石川主殿頭家来

船橋弥治兵衛

(付札については省略)

この史料は、文政元年七月、亀山藩の船橋弥治兵衛⁽³⁹⁾から尾張藩鷹匠頭吉田甚平に対して出された覚書である。船橋が尾張まで出向き、吉田に面会の上で口上の覚書として差し出されたものであった。

その趣旨は、亀山藩領村からの開発願を受け入れないように、亀山藩から尾張藩に依頼するものであった。以下、詳しくその内容をみていきたい。まず、傍線部(a)では、「御鷹御入込」の地において、新田畑の開発を目論んでいる者の風聞について述べられている。こうした者達は、亀山藩に対して開発を願い出ても取り入れられないことを承知して、野地が「尾州様雲雀御鷹場之内」であることから、尾張藩へ願い出ようとしているとする。

次の傍線部(b)は、この地域の開発の状況について述べられたものであ

る。延宝期より入会村の争論が発生して争論となつてゐること、また幕府代官所自体による開発の動きもあつたことが記されている。

こうした地域であるために、傍線部(a)で述べたような風聞が発生したのであつた。そして、傍線部(c)にあるように、今回、亀山藩として内々で調べたところ、享和年間に深溝村半兵衛が開発を求める願書を尾張藩に提出していたことが発覚したとしてゐる。⁽⁴⁰⁾深溝村(現鈴鹿市)は寛永十三年(一六三六)までは神戸藩領で、それ以後に亀山藩領となつた村で、村高は天保郷帳によれば一五一七石余であつた。

亀山藩では、開発を主張している者は、傍線部(d)「領主之地面を献し一身之栄富を求候歎心より起り候儀奉存候」と認識し、尾張藩に対しての鷹場について「御新法」を作ることのないように求めている。

そして、傍線部(e)においては、所領支配が入り組み、また開発をめぐる争論を繰り広げてきた地域である故に、今回尾張藩によつて新たな秩序が作り出されることを警戒している。そして、傍線部(f)では、こうした開発をめぐる動きを尾張藩側で把握した場合は、内々に亀山藩にも知らせるように求めている。

また、傍線部(g)では、亀山藩としては同藩の添翰がない願書が尾張藩で取り上げられることは無いと受け止めているが、そもそもそうした願書が提出されること自体、藩として「面目を失ひ候義」としているのである。

このように、亀山藩としては、自領内の者の中に尾張藩を通じて開発を進めようとする者がいることを察知し、そうした願書を取り上げることのないように尾張藩側に要請していた。深溝村半兵衛らは、亀山藩内の支配から逸脱し、尾張藩の鷹場という秩序の中で開発を行おうとするものであり、亀山藩側は、それを防止するために尾張藩側に直接働きかけていたの

である。

こうした要請がなされていたことから、①亀山藩領においても廣瀬野の開発をめぐる争論があつたこと、②開発を主導しようとする者は、鷹場であることを根拠として尾張藩にその許可を得ようとしていたこと、③亀山藩側は、尾張藩側が鷹場を通じて廣瀬野の開発を許可する可能性があるものと認識していたこと、以上三点が指摘できる。

(三) 亀山藩領村々の動向

〔史料五〕

覚

一尾州様御鷹匠頭吉田甚平様夏雲御鷹狩場御内見被成候処、御附添之衆中被申候趣ニ而者御内見被成候野地之分 尾州様御拝領地ニ而亀山御城附御拝領地之外除地之様ニ被相心得候趣ニ而、元禄以来御鷹御入込無御座候ニ付、野地之内新田畑山林等ニ相成右者 尾州様へ御領主様御拝領地ト申立御領主様へハ 尾州様御鷹場与申立候杯与被申候(a)、甚平様御不審之御尋茂御座候元禄・慶安・承応・寛文・元禄同後茂宝永・享保之頃新田畑之開発御座候得共、御公辺御届茂相済、延宝年中伊舟村新田開発之節隣村及出入御公訴ニ相成御裁許茂御座候、此度御内見被成候野地之分ハ孰も御年貢付承応之度分安永之度迄之内、数度及争論 御公儀様御裁許御領主様御裁許御書付茂数通御座候、別而廣瀬野之儀ハ寛永年中出入之節御公訴ニ相成、其御郷組へ外村分札米与申米を出し草苅ニ入会候、右札米ニ郷組江被下置候野地ニ而御拝領地ニ相違無御座候(b)、既ニ明和・安

永之度御代官岩出伊右衛門様御手代垣屋文右衛門様・桑山雄蔵様御見分御札被成候所、御年貢地之儀分明ニ一札差出候処、其儘ニ而相済来申候、享和三亥年笠松御手附田口藤蔵様 尾州様雲雀御鷹場御調之節、前件之次第委細各様被申上候処、御領主様御拝領地之儀分明之段被 仰聞候、尚又元禄之砌夏雲雀御鷹狩之儀も年々引続御入込之節御領主様へ一通之御案内ニ御座候外、御領ニ御中絶之方江者御案内之御振合茂替り候趣御噂被成候段、留書ニ相見へ申候、御宿之儀ハ農家土間住居ニ御座候へ共、無差構御宿仕御用ニ付、小使ニ至ル迄御手当被下路費用之筋無御座候、御憐愍厚御儀ニ御座候、此度者御内見分ニ付、隣御領之もの共御附添申候而野地御鷹場之儀其土地巨細ニ不相弁彼是申立、御案内申上御取用ハ無御座段ハ被仰聞候得共、甚以不安心ニ奉存彼等儀ハ是迄度々御領分野地之儀者開田畑目論見仕願らせ候者共ニ御座候(c)、雲雀御鷹場之儀ハ不分明之儀 御座候得共、田口藤蔵様御調之節別而委ニ茂申上候ハ、御疑惑可有御座候得共、御取調之上被仰上置候儀と彼等申立之儀相立候而ハ、田口藤蔵様御調へ之節被仰上候詮無御座候得ハ、各様ハ勿論御領主様も不相立候様ニ奉存候、雲雀御鷹場之儀ハ当御領内ニ限候儀ニ茂無御座候得共、外御領ハ胡乱申上候由、当御領分ハ有体被仰上候ニ付、全地面共御鷹場ニ御拝領除地ニ相成土地相成候哉ト奉存候歟(d)、先年分野地を開田畑樹楮を植へ度工ミ候者共有之、此度茂右等之者共御附添申隠田畑林等ニ仕候様子申立候趣村々承知仕一統騒立迷惑仕候、元来御鷹御入込御座候儀ハ当国之内当御領ニハ不限、外御領江茂御入込之御座候儀分明ニ御座候得共、先達而田口藤蔵様御調之節外御領分御入込不分明之由返答御座候趣御同人様御噂被成候、猶又被仰上

候趣承知仕候得ハ、於私共ハ村々難儀雜費之儀無御座候様御執計も可被下候而奉存候得共、百姓共之所々風聞承り不安心之段申出候、扱又此儀御鷹御入込可有之候得者御場取メり無之候而ハ不相叶候得ハ、御附置可被成趣甚平様御附添之衆中御噂御座候ハ、雲雀ハ作毛荒し候鳥ニ茂無御座も格別人々寵愛も不仕候得ハ、雲雀之障ニ相成候義ハ無御座候故、御取メり無御座候而御入込之節ハ、御領主様分犬猫ハ勿論万事取締御案内之もの御差出被成候而相済申候儀ニ御座候、元禄年中ニも右御場取メり之者無御座候、新規之儀出来仕候得ハ故障之基御座候故、村々之難儀迷惑之儀を企候者御座候而ハ往々之処歎ケ鋪次第奉存候(e)、尾州様御役人中内々御入込水沢村中右衛門日永村井尻相馬御鷹場之儀ニ付、格別骨折候ニ付、御取メ被仰付候ハ彼等兩人之外ハ無之候ハ、御吹聴ニ御座候、色々物工ニ御座候、恐敷もの共ニ御座候依之新規之儀ハ何様之儀ニ而も御断申上候間、古例を以御鷹御入込之儀違背不仕候得ハ御差支無御座候様奉存候、御鷹狩場之儀ハ 尾州様 紀州様共兼而各様分嚴重被仰有之候得ハ、村々之者共ハ御大切ニ相心得聊鹿略ニ存候もの無御座候、取締罷在候ニ付何分是迄之姿ニ被成置被下候様奉願上候、此段御賢考之儀厚被 仰立被下候様奉願候、以上

文政元年 廣瀬村庄屋 田村庄屋 川崎村庄屋
 寅六月 庄八 周蔵 孫治郎

伊舟村庄屋 伊舟野田村庄屋 長沢村庄屋
 傳兵衛 次郎右衛門 三良右衛門
 野田 同 勇 治

山本村庄屋	大久保庄屋	水沢村庄屋
八郎右衛門	善八	徳右衛門
深溝村庄屋	堂ヶ山庄屋	北小松村庄屋
半兵衛	市郎兵衛	曾右衛門
	右名面順ニ一行認有之	

肝煎も認有之候得共略之候

この史料は、文政元年六月に亀山藩領の広瀬村はか一二か村の庄屋から同藩の大庄屋衆に出された嘆願書である。亀山藩領一二か村は現状の維持を望んでいること、また菰野藩領水澤村の動きを警戒していることが読み取れる。

本史料では、尾張藩鷹匠頭吉田甚平が鷹場の内見を行い、それに随行者（この随行者については後述）の認識として、今回内見を行った野地は尾張藩の拝領地であり、亀山藩の城附拝領地外の「除地」のように心得ていることが示されている。もともと、この者は尾州家には、領主の拝領地であると答え、領主には尾州家の鷹場であると申し立てているともしている（傍線部a）。この随行者の認識では、亀山藩領であることと、尾張藩の鷹場であることが並列で述べられており、知行権と鷹場支配権とが相対的に捉えられている。後段の史料を読むと分かる通り、この認識こそ、亀山藩領村々が警戒する「開発主導者の認識」であった。

続いて寛永年間以来の廣瀬野の由緒が記され、同地は亀山藩の拝領地・年貢地であることを確認している（傍線部b）。亀山藩領村々が警戒するのは、他領の者たちがそうした来歴をふまえずに、尾張藩に対して開発許可を求めることであった（傍線部c）。そして、他領の者達は、先に示したような鷹場が亀山藩領外の「除地」であるかのように認識しているのでは

ないか、と危機感を示している（傍線部d）。このように、開発を目論む者達は、鷹場の論理を打ち出すことによって知行権を相対化し、新たな秩序を作り出そうとしていると亀山藩の村々に認識されていたのであった。

傍線部(e)では、雲雀という鳥は特に作物を荒らす害鳥でもなく、また人が愛好をする鳥でもないので、特に鷹場の環境を整える上でも、知行権を超えた秩序を必要としない旨が述べられる。

そうであるにも関わらず、尾張藩の役人たちに取り入る者として、「水沢村中右衛門・日永村井尻相馬」の名が挙げられ、鷹場について「格別骨折」のために両名に鷹場の取締が命じられるような動きもあるとし、「色々物工ニ御座候、恐敷もの共ニ御座候」としている。

水澤村中右衛門は、先に「二」でみた同村の「仲右衛門」のことを指すものである。というのも、八月に行なわれた吉田甚平の鷹狩に随行者「御土目付」の一人として、「水沢出生之もの森田仲右衛門」とあるからである。⁽⁴¹⁾この御土目付が鷹場目付と一致するのは定かではない。しかし、亀山藩領の村々にとっては、同人が鷹場を通じて尾張藩に通じようとする「警戒すべき人物」の一人であったことは確かである。

また日永村（現四日市市）は、幕領と神戸藩領とから構成されており、村高は三五八九石余の大きな村である。その内の神戸藩領に紀伊藩の鶴飼付役がいた。⁽⁴²⁾なお、文政元年四月二三日、吉田甚平の家来である服部祐九郎らが内見の準備のために深溝村等に立ち寄り、この時に「御案内」を行った者として「日永村神主井尻加賀・紀州様御餌付千種甚右衛門」の名がある。また、五月一六日には吉田甚平が日永村神主方へ宿泊している。ここから、井尻相馬は井尻加賀の誤記と思われる。ただし、なぜ日永村の神主

がこの一件に関わってくるのかは定かではなく、今後の課題にしたい。

いずれにせよ、亀山藩にとつては、他領の者が「鷹場の取締」にあたるような役職に就き、それによって鷹場権力の一端を担うようになり、それが地域の開発等の面において力を持つていくことを強く警戒していると考えられる。傍線部(a)でみた随行者の認識とはこれらの者たちの認識を示すものと見てよいだろう。

なお、本史料は亀山藩大庄屋の加藤孫兵衛と尾張藩鷹匠頭の吉田甚平へも差し出されたことが史料の袖に書かれている。「見せ消ち」がなされているのは、吉田甚平の名前、尾張藩鷹場は不分明で疑惑があるとした部分、そして水澤邸中右衛門らに対して強い警戒を示した部分についてである。おそらく、亀山藩大庄屋の手を経て、尾張藩側にこの史料が渡る過程で、改変がなされたものと考えられる。こうした点からも、亀山藩領内で、細心の注意を払いつつ尾張藩側と交渉をしていることが読み取れよう。

さて、こうした亀山藩領村々の警戒をよそに、当の尾張藩が開発の許可を与えていくことはなかった。

〔史料六〕

手覚

一 亀山領内雲雀御鷹場之儀御傍示杭御建立被成下候而ハ村々難波仕候、右沢ハ村々地境論所も御座候得共、同領之儀故数年来其儘ニ御座候処、御杭御建被成下候得ハ争論相成時宜ニ寄

御公儀へ出訴仕候様相成候而ハ村々難波困窮之基御座候、尚又野地之儀ハ元来地元村々ハ勿論最寄村々を組合ト相唱年貢米相納候ニ付、芝草等自由ニ取来申候得共、尾州様雲雀御鷹場之儀ハ村々ニ而兼而承知仕罷在、殊ニ領主役人ハ嚴重取締被申付候故、聊ニ而も御

場江差障り候儀無御座候間、何卒厚御憐愍を以元禄年中雲雀御鷹野御座候以来御同様此迄之通被成置被為下候様偏奉願上候事

一 右御場所へ御取締役一兩人御場辺之村々ニ而可被仰付候由、亀山内領分之儀ハ領主ハ取締之儀申付御座候故、縦令領内村方之者之内ニ而御場取締役被仰付候而茂種々意味故障共出来仕候而、未々ハ村方之難儀相成候ニ付、何卒是迄之通ニ而領主へ為御伺置被成下候様奉願上候、此段茂何分御憐愍之程奉願上候事

寅八月

本史料は、文政元年八月に作成されたもので、亀山領阿野田村(現亀山市)の豊田多賀助から津島御師堀田太夫へ渡されたものである。津島御師を介して内々に尾張藩に出された願書と推測される。

これによれば、尾張藩側が鷹場の領域を示すための「傍示杭」を建てようとしているのに対し、亀山領の村方は難色を示していることが分かる。その理由は、村の地境論を再燃させかねない、というものであった。この争論は同じ亀山藩領内ということで、現状維持となっているものの、鷹場の杭を建てるにあたって、地境を明確にする必要が出てきて、問題が再浮上しかねないということであろう。井上氏も、先述の論文の中で、傍示杭の新設は、境論の再燃結びつき、亀山藩郡代や大庄屋達にはなんととしても回避したいことであったと述べている。⁴³⁾

大切なことは、ここでも知行権を脅かすものとして「鷹場領主」を捉えて、二重権力を回避しようとしていることだ。尾張藩の鷹場であることは、領主役人より嚴重の取り締まりを申しつけられてきたので、鷹場について何らかの変更を加えることの無いように亀山藩の村方は求めている。また鷹場の取締役が新たに任じられるというが、たとえ領内村方の者がそ

うした役割に就けば、問題が生じるとしているのである。その上で、これまでの通りに「領主へ為御伺置被成下候様」と嘆願している。

ここから、亀山藩の権力と、鷹場領主＝尾張藩の権力が並び立つことを、亀山藩領の村方が望んでいないことが分かる。「史料五」でみたように二重権力の「危険性」を認識しているからこそ、このような論理が出てくるものと思われる。

ただ、ここでは他藩の村方との開発争論という視点だけでなく、同じ亀山藩領内における対立という視点も生まれている。鷹場領主が登場することとは、藩領村々という枠組みに亀裂を生むものとしても問題視されていたのである。

(四) 本一件の意義

文政元年の鷹場見分をめぐる一件により、廣瀬野一帯は、所領支配(幕領・孤野藩領・亀山藩領)が複雑に絡み合い、開発をめぐる問題が生じている状況であったことが明確となった。

井上氏は、「広瀬野を初め各野原の開発をめぐり、従来慣行となっていた入会権との関係で度々領主の裁定や幕府の裁許を仰ぐ境論もあり、そこに尾州様鷹場の新たな規制や鳥見役人等による監視の目が入って来ることは関係する村々にとっては面倒な事であった。」⁽⁴⁴⁾としているが、それだけではないだろう。原野の開発を目論む者たちは、鷹場であることを利用して、尾張藩から開発の許可を得ようとしていたのである。開発をめぐる「知行権」と「鷹場支配権」の相克がこの問題の本質であった。

ここで重要なのは、尾張藩自体は、鷹場を通じて、開発を許可するよう

な動きを示していないことである。ただ傍示杭を建てることだけを求めたが、これは鷹場の領域を明確にするためのものであり、亀山藩の知行権に抵触するものではない。

しかし、亀山藩の村々は、このような鷹場領域の顕在化すらも、地域の争論を再燃させかねないと警戒したのである。つまり、鷹場は、地域の開発をめぐる、それほど大きな要素になっていたと言える。ここでは、鷹場を開発に利用しようとする者にとっても、またそれを警戒する者にとっても、知行権を相対化する因子として認識されていた。つまり、本事例においては、鷹場支配者が「領主」へと立ち上げられていっているのであり、ここに下からの「鷹場領主形成」がなされていたと評価したい。

おわりに

本稿によって、廣瀬野をめぐる尾張藩伊勢鷹場の実態が明らかになった。伊勢国において尾張藩は廣瀬野という鷹場を有しており、その中に尾張藩が知行権を持っている場所は存在しなかった。廣瀬野では、元禄期以降は鷹狩が行われておらず、近世後期にはその範囲も明確でなくなっていた。

文化六年(同七年)には、水澤村の森田仲右衛門と庄野宿の渡辺六左衛門が名古屋に出向き、由緒に基づいて尾張藩の鷹場目付役となることを望んだ。しかし、両者は、領主(孤野藩・幕府代官)の添翰を受けておらず、嘆願は領主支配から逸脱したものであった。このため、尾張藩側は慎重な姿勢を崩さず、両者の求めに応じて鷹場の見分を行うこともなかったのである。尾張藩側は所領支配と鷹場支配を明確に弁別し、知行権に抵触しない

範囲内での鷹場支配を志向していた。一方で、仲右衛門・六左衛門側は、この枠組み自体の相対化を試みたのである。

文政元年には尾張藩による廣瀬野での鷹狩が行われることになり、それに対して、廣瀬野鷹場内に多くの藩領を有する亀山藩は、尾張藩に原野開発の許可を村に与えないように要請した。廣瀬野を含む周辺の原野では、近世初期以来、開発が進められ、入会村間による争論も度々発生していた。そのため、開発を目論む一部の村は所領支配の枠組みを超えて、鷹場を支配する尾張藩から開発許可を得ようと画策していたのである。また亀山藩領一・二か村も現状維持を望み、他領の村が新たな鷹場取締の役職に就くことも警戒していた。

こうした動きに対して、尾張藩側は、結局、開発を許可することはなかった。尾張藩が企図したのは、鷹場の境界を明確にするための傍示杭を建立することのみであった。しかし、亀山藩領村はこのことについても、村の地境争論を再燃しかねないと危惧を示した。廣瀬野周辺村々にとつて鷹場支配者である尾張藩主は、領主（亀山藩）と対置される存在となっており、そのことは亀山藩も十分に認識していた。このような鷹場をめぐる関係性が村にも領主にも認識されていたからこそ、文化六・七年の一件において、仲右衛門らは尾張藩の鷹場役人となることを望んだのである。

尾張藩の伊勢鷹場（廣瀬野）は開発可能な原野を抱え、地域のエゴが衝突する場所でもあった。そのために、開発を実現しようとする者たちは、複雑な入会支配や、所領支配の枠組みを超える方法として、鷹場に注目することになる。それは、知行権を相対化し、領主に対抗する権力主体としての鷹場領主を仕立てあげていくことになった。一方で、開発を阻もうとする者たちは、知行支配を相対化するものとしての鷹場支配者の領主化に危

機感を持っていた。ここにおいて、鷹場領主は、開発をめぐる村々の共同幻想になつていたとも言えるだろう。

尾張藩の側はこうした「下からの鷹場領主形成」に左右されることはなく、あくまでも知行支配の枠組みを崩さない形での鷹場支配に徹していた。故に、ここでの鷹場領主は実体化することはなかったのである。

筆者は、これまで横井家の鷹場を事例とし、人々の生活を成り立たせようとする存在としての鷹場領主を明らかにしてきた。本稿で検討した鷹場領主は、またそれとは異なるものである。それは、地域―村の側から形成され、知行権を相対化して、地域―村にとつての利益を引き出すための一つの手段であつたと言えよう。

なお、この廣瀬野鷹場をめぐることは、万延元年（一八六〇）の鷹狩り一件について書き留めた史料も存在する。⁴⁵ それについては次稿の課題としたい。

註

- (1) 大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、一九九六年）など。
- (2) 根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）など。
- (3) 福田千鶴『近世初期福岡藩における鷹場支配の展開』（『地方史研究』二二二―二二九号、一九九一年）・同『福岡藩の御鷹場支配についての一試論』（『九州史学』一〇五号、一九九二年）・同『福岡藩の御鷹場支配と残島』（『地方史ふくおか』二四―三三号、一九九一年）、後に同『江戸時代の武家社会―公儀・鷹場・史料論』（校倉書房、二〇〇五年）に収録。
- (4) 岡崎寛徳『近世中期における彦根藩「御鷹場」の認識―関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家―関東と畿内の比較から―』（岩田書院、一九九七年）。
- (5) 木原克之『御三家筆頭の鷹場支配』（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』（『第三篇』清文堂出版、二〇〇七年）。

- (6) 深谷克己「百姓成立」(塙書房、一九九三年)。
- (7) 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(御茶の水書房、二〇〇四年)。
- (8) 拙稿「藩士の鷹場と地域―尾張藩士横井家を事例に―」(『鷹・鷹場・環境研究』Vol.3、鷹・鷹場・環境研究会、二〇一九年)・拙稿「鷹場領主と地域・環境―幕末期の横井家鷹場を事例に―」(前掲、『鷹・鷹場・環境研究』Vol.4、二〇二〇年)・拙稿「鷹場領主と人材登用―嘉永四年の改革を中心にして―」(前掲、『鷹・鷹場・環境研究』Vol.5、二〇二一年)。
- (9) なお、知行権がなく、鷹場支配を行っていたのは、尾張藩の江戸周辺の鷹場も同様である。これについては、別稿を期したい。
- (10) 仲見秀雄「紀州藩の伊勢御鷹場」(『三重史学』二二号、一九七九年)。
- (11) 井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」(『三重県編』『三重県史研究』二四号、生活・文化部文化振興室史編さんグループ、二〇〇九年)。
- (12) 上野秀治「四日市と紀州藩鷹場―鷹場の実態を史料から探る―」(四日市市編集・発行『四日市市史研究』第一二号、一九九九年)。
- (13) 久井貴代「鷹狩をめぐる江戸時代のツルと人との関わり―ツルの『保護』、人馴れ、人との軋轢の観点から―」(前掲、『鷹・鷹場・環境研究』Vol.5、二〇二一年)。
- (14) 飯場大輔「紀伊藩の狩猟と伊勢国鷹場」(『地方史研究』四一九号、二〇二一年)。
- (15) 前掲、仲見秀雄「紀州藩の伊勢御鷹場」。
- (16) 前掲、上野秀治「四日市と紀州藩鷹場」。
- (17) 前掲、久井貴代「鷹狩をめぐる江戸時代のツルと人との関わり」。
- (18) 前掲、木原克之「御三家筆頭の鷹場支配」。
- (19) 前掲、井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」。
- (20) 前掲、井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」。
- (21) 前掲、仲見秀雄「紀州藩の伊勢御鷹場」。
- (22) 前掲、仲見秀雄「紀州藩の伊勢御鷹場」、三三三頁。
- (23) 前掲、井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」。
- (24) (文化六)同八年「勢州廣瀬野御鷹場一卷留」(徳川林政史研究所蔵尾一

尾張藩の鷹場と開発

- ―二四)。
- (25) 文政二年卯月「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件 取調帳」(鈴鹿市郷土資料室所蔵葉田家文書一―一)。
- (26) 前掲、葉田家文書一―二)。
- (27) 「史料一」(「史料三」を含め、この「二」において特に断りのないものは、前掲、「勢州廣瀬野御鷹場一卷留」を典拠とする)。
- (28) 文化二年(一八〇五)の「庄野村検地竿につき書上帳」では、年寄役として六左衛門の名前が見える(三重県編集発行『三重県史資料編』近世三(上)、二〇〇八年、四四五頁)。また、かなり時期は離れているが、文久三年(一八六三)の「東海道庄野宿軒別図」によれば六左衛門が綿屋を生業としていることが分かる(庄野郷土誌編集委員会編『庄野郷土誌』庄野地区魅力再発見実行委員会、一九九三年、三一頁)。
- (29) 御用人衆横井孫右衛門の「家来高田種治」という者が森田仲右衛門の「内縁」の者であり、同人の案内を受けて願書を提出していたことが記されている。
- (30) 史料にみえる「御果鷹責」の「果鷹」とは、果立ち前の鷹の幼鳥を指している。また「責」とは、ここでは「技芸を教えこむ」の意である。したがって、「御果鷹責」とは、確保された鷹の幼鳥に対して、鷹狩のための調教を行うことを意味している。
- (31) 「下ヶ札」にも、尾張藩主が東海道を通行する際に「三嶋辺より尾州迄」鷹狩が行われ、また鷹匠らが鷹狩を行うことも許されていることから、強いて遠慮をする必要はないのではないか、という見解が示されている。
- (32) 「史料四」(「史料六」を含め、この「三」において特に断りのないものは、前掲、「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件 取調帳」を典拠とする)。
- (33) 前掲、井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」。
- (34) 前掲、「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件 取調帳」に挟み込まれていた。
- (35) 龜山藩領の村名については、井上氏の論文(前掲、井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」)で示されているものと一致しない。この点については、今後の検討課題としたい。
- (36) 龜山藩大庄屋打田権四郎によって編まれた近世前半期を中心とする龜山藩の

記録で、元禄一五年（一七〇二）の自序がある。全九巻。翻刻されたものが亀山市によって刊行されている。亀山市教育委員会編『近世亀山藩大庄屋記録 九々五集 全二巻』亀山市、一九八六年。

(37) 「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件 取調帳」の冒頭に、「九々五集元禄拾五年壬午仲夏出来」と書かれており、同史料は、「九々五集」等をもとに後年の史料も含めて書き留められた記録であることが分かる。

(38) 前掲、井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」。

(39) 亀山藩内での役職等については、この頃に分限帳等が存在しないために明らかではない。山田木水『亀山地方郷土史』第三巻（三重県郷土資料刊行会、一九七四年）には天保七年（一八三六）年の藩士の氏名・禄高が記載されており、これによれば小寄合九十石として「船橋弥次兵衛」の名がみえる（同書、七〇頁）。

(40) 本書状では書かれていないが、「廣瀬野新開一件・尾州様御鷹場一件 取調

帳」末部にある「覚書」によれば、寛政五年九月に深溝村吉兵衛、享和三年三月に伊舟村長右衛門・石薬師宿勘右衛門・深溝村半蔵が出願したことが記されている。

(41) また五月の吉田甚平の事前見分でも「勢州水沢村仲右衛門与申すもの雲雀野之儀に付親共代分骨折候ニ付御供ニ召連候様願書御差出候得共、御取上ケハ取上ケハ不申」とある。

(42) 前掲、上野秀治「四日市と紀州藩鷹場」。この論考によれば、この鶴飼付役は鶴がやってくるように環境整備を行う役職で、庄屋等が務めるものであったとされる。

(43) 前掲、井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」。

(44) 前掲、井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」一四七頁。

(45) 万延元年「勢州廣瀬野等御菓鷹下シ一卷」（徳川林政史研究所所蔵尾一一二五）。